

2025年6月2日

株主
大阪市 御中

大阪市西区九条南一丁目12番62号
大阪市高速電気軌道株式会社
代表取締役社長 河井 英明

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2025年6月27日（金曜日） 15時00分 |
| 2. 場 所 | 大阪市西区九条南一丁目12番62号
当社 本社1階大会議室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第8期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役11名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席いただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、「地下鉄事業株式会社化（民営化）プラン」の考え方にもとづき、配当性向を親会社株主に帰属する当期純利益の23.81%相当としておりますので、普通株式1株につき744円の配当とさせていただきますと存じます。

1 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金744円

総額 6,976,204,536円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	かわい ひであき 河井 英明 (1954年9月1日生)	2018年4月 当社 代表取締役社長【現任】 (現在の当社における担当) 社業の統括、総合経営戦略担当、都市型M a a S推進担当、空飛ぶクルマ推進 担当 総合経営戦略本部長、都市型M a a S推進本部長 (重要な兼職の状況) 株式会社住友倉庫 社外取締役
2	ほり もとほる 堀 元治 (1967年2月15日生)	1993年4月 大阪市採用 2018年4月 当社 入社 同 鉄道事業本部工務部長 2019年1月 同 鉄道事業本部工務部長兼工務企画課長、先端技術研究所部長 2019年4月 同 執行役員 2020年6月 同 取締役 2021年4月 同 常務取締役【現任】 (現在の当社における担当) 交通事業総括担当 交通事業本部長 (重要な兼職の状況) 株式会社スルッとKANSAI 代表取締役社長 株式会社大阪メトロサービス 代表取締役会長
3	きだ としろう 木田 俊郎 (1962年7月19日生)	1988年4月 大阪市採用 2013年4月 大阪市交通局副理事 大阪運輸振興株式会社 常務取締役 (現 大阪シティバス株式会社) 2013年6月 大阪運輸振興株式会社 代表取締役社長 2019年6月 大阪シティバス株式会社代表取締役副社長 2021年4月 同 代表取締役社長 2024年6月 大阪メトロサービス代表取締役社長【現任】

4	<p>どひ たかゆき 土肥 孝行 (1960年3月28日生)</p>	<p>2018年4月 当社 入社 同 理事兼経営戦略室新規事業開発部長 2018年8月 同 理事兼都市開発事業本部不動産事業部長 2019年3月 同 理事兼戦略本部副本部長、都市開発事業本部不動産事業部長 2019年4月 同 執行役員 2020年6月 同 取締役 2021年4月 同 常務取締役【現任】</p> <p>(現在の当社における担当) マーケティング事業担当、生活支援サービス事業担当 マーケティング事業本部長、生活支援サービス事業本部長</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社大阪メトロサービス 取締役</p>
5	<p>うえむら みつる 植村 満 (1965年6月15日生)</p>	<p>2022年2月 当社 入社 同 理事兼社員Well-being推進本部副本部長 2022年10月 同 理事 人事部長 2023年4月 同 執行役員 人事部長 2024年4月 同 取締役【現任】</p> <p>(現在の当社における担当) コーポレート（管理）担当</p> <p>(重要な兼職の状況) 大阪メトロビジネスアソシエイト株式会社 代表取締役社長 株式会社大阪メトロアドエラ 取締役</p>
6	<p>まめたに みつじ 豆谷 美津二 (1969年9月13日生)</p>	<p>1988年4月 大阪市採用 2018年4月 当社 入社 2021年4月 同 交通事業本部Ma a S戦略推進部第3部長 2022年4月 同 交通事業本部都市型Ma a Sモビリティ部長 2023年4月 同 執行役員 交通事業本部次世代モビリティ部長 2023年12月 同 執行役員 2024年4月 同 取締役【現任】</p> <p>(現在の当社における担当) 交通事業 次世代モビリティ事業担当</p> <p>(重要な兼職の状況) OMタクシー株式会社 代表取締役社長</p>
7	<p>さいき ただあき 齋喜 唯明 (1967年8月13日生)</p>	<p>2023年6月 当社 入社 同 理事兼都市開発事業本部副本部長（広域拠点開発部担当） 2024年4月 同 取締役【現任】</p> <p>(現在の当社における担当) 都市開発事業担当 都市開発事業本部長、都市開発事業本部広域拠点開発部長</p>

8	うえみぞ のりお 上溝 憲郎 (1969年1月17日生)	1994年4月 大阪市採用 2019年6月 大阪市計画調整局 うめきた整備担当部長 2020年4月 大阪市計画調整局 開発調整部長 2022年4月 大阪市計画調整局 計画部長 2023年4月 大阪府・大阪市大阪都市計画局 計画推進室長 2024年4月 大阪府・大阪市大阪都市計画局 技監 2025年4月 大阪市都市交通局長【現任】 当社 取締役【現任】 (重要な兼職の状況) 大阪市都市交通局長
9	ふるいち たけし 古市 健 (1954年8月21日生)	1977年4月 日本生命保険相互会社 入社 2010年3月 同 代表取締役専務執行役員 2012年3月 同 代表取締役副社長執行役員 2016年7月 同 代表取締役副会長 2022年7月 同 顧問【現任】 2023年6月 当社 社外取締役【現任】 (重要な兼職の状況) 日本生命保険相互会社 顧問 京王電鉄株式会社 社外取締役 一般社団法人関西経済同友会 終身幹事 特別幹事 国連UNHCR協会 理事
10	すぎおか あつし 杉岡 篤 (1956年12月12日生)	1982年4月 日本国有鉄道入社 2019年6月 同 取締役兼常務執行役員 総合企画本部長、IT本部長、東京本部長 2019年12月 同 取締役兼常務執行役員 総合企画本部長、IT本部長、創造本部長 2020年6月 同 代表取締役副社長兼執行役員 創造本部長 2022年6月 JR西日本不動産開発株式会社 取締役会長【現任】 2023年6月 当社 社外取締役【現任】 (重要な兼職の状況) JR西日本不動産開発株式会社 取締役会長 一般社団法人大阪ビルディング協会 常任理事 公益財団法人日本建築衛生管理教育センター 理事

11	かくもと けいじ 角元 敬治 (1962年 8月24日生)	1985年 4月 株式会社住友銀行 (現 三井住友銀行) 入行 2019年 3月 同 取締役兼専務執行役員 ホールセール部門副責任役員 (西日本担当) 2019年 4月 同 取締役兼専務執行役員 ホールセール部門副責任役員 (西日本担当)、大阪駐在 2021年 4月 同 取締役兼副頭取執行役員 大阪駐在 2022年 4月 同 取締役副会長 大阪駐在 2024年 4月 同 副会長 大阪駐在 2025年 4月 同 上席顧問【現任】 (重要な兼職の状況) 株式会社三井住友銀行 上席顧問 株式会社大阪国際会議場 監査役 一般社団法人関西経済同友会 終身幹事 特別幹事 公益社団法人大阪フィルハーモニー協会 常任理事
----	-------------------------------------	---

- (注)
- 1 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2 古市健氏、杉岡篤氏及び角元敬治氏は社外取締役候補者であります。
 - 3 古市健氏、杉岡篤氏及び角元敬治氏を社外取締役候補者とした理由は、3名ともに、長年にわたって企業の経営に携わり、経営者として豊富な経験と高い見識を持つことから、当社の社外取締役に適任であると総合的に判断したことによるものです。
 - 4 当社は、上溝憲郎氏、古市健氏及び杉岡篤氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、当該役員の責任は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、選任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、角元敬治氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
 - 5 当社は、取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約を継続し更新する予定であります。各候補者が選任された場合には各氏は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。
 ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。
 なお、保険料は全額当社で負担しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役小川泰彦氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	はら まゆこ 原 繭子 (1965年6月3日生)	1989年4月 ハーゲンダッツ・ジャパン株式会社 入社 2002年10月 中央青山監査法人（後にみすず監査法人へ改称）入所 2007年8月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2012年4月 大阪市 入庁 同 行政委員会事務局監査部 2017年4月 原公認会計士事務所 代表【現在】 2019年6月 株式会社PALTAC 監査役 2022年9月 株式会社And Doホールディングス 取締役 2023年6月 株式会社サンマルクホールディングス 取締役【現任】 2024年4月 堺市 代表監査委員【現任】 (重要な兼職の状況) 原公認会計士事務所 代表 株式会社サンマルクホールディングス 取締役 堺市 代表監査委員

- (注) 1 原繭子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2 原繭子氏は社外監査役候補者であります。
- 3 原繭子氏は公認会計士としての財務及び会計に関する経験と深い見識を有しております。これらの専門性および見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外監査役として選任するものであります。
- 4 当社は、原繭子氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、当該役員の責任は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定です。
- 5 原繭子氏の戸籍上の氏名は有馬繭子であります。
- 6 当社は、監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約を継続し更新する予定であります。候補者が選任された場合には当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。
- なお、保険料は全額当社で負担しております。

事業報告

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 概況

国内経済が緩やかな回復を続ける中、円安を追い風にインバウンド市場は大幅に拡大しています。

一方で、人口減少による労働需給の逼迫に加えて、17年ぶりの利上げによる資金調達環境の変化、物価高に伴い、労働生産性の向上やコスト管理の強化による経営の効率化が大きな課題となっています。

当社グループは、企業理念に掲げる「交通を核にした生活まちづくり企業への変革」を具現化するため、事業サービスを5層構造として一体的に提供する「都市型 MaaS 構想 (e METRO) (以下「e METRO」という。)」の実現に向けて取り組んでいます。特に、2024年度は、2025年度での「e METRO」の原型確立に向け、事業構想を具体的な活動に落とし込み、実行することに注力しました。加えて、2025年度に開幕する2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）の円滑な開催に向けた準備を進めました。

「e METRO」の実現のための各層における取組みは、次のとおりです。

【第1層：最新技術でストレスフリーな移動】

既存交通を圧倒的に進化・改善するため、「お客さまの軌道転落対策（可動式ホーム柵の設置）」、「自然災害対策（検車場の液状化対策工事等）」、「セキュリティ対策（防犯カメラの増設等）」などの安全・安心対策を基本に、2025年度に開催される大阪・関西万博のメインアクセスとしての責務を果たすため、中央線夢洲駅を開業したほか、新型車両の導入をはじめとした「輸送力増強」、「会場内外でのバス輸送」の準備を着実に進め、グループをあげて「安全・安心な輸送体制の構築」に取り組みました。更に、駅での利便性向上策として、改札機でのクレジットカードタッチ決済・QRコード乗車券に対応した「改札機能の国際標準化」や、防犯カメラの画像を活用し、白杖及び車いすを検知する「AI見守りシステムの開発・導入」を果たしました。

【第2層：自由自在な移動のパーソナル化】

今後、加速する人口減少やお客さまニーズの多様化に対応する新たな交通サービスを確立するため、昨年度に引き続き「オンデマンドバスの拡大」、「自動運転技術の開発」に取り組みました。また、当社グループであらゆる移動ニーズに応えるために「タクシー会社の設立」、空飛ぶクルマの社会実装を目指した「SkyDrive社との業務提携」を果たしました。引き続き、多種多様な交通手段をシームレスに繋ぎ、圧倒的に便利で快適な交通サービスを提供する「モビリティの最適ミックス」の実現に向けて取り組めます。

【第3層：フィジカル空間での生活・都市機能の整備】

日常生活の質の向上を目指し、交通と一体になった都市機能を拡充するため、「習い事つき学童保育の開校」、「メトロカフェ カラト中津店、心斎橋店の開店」、「Metro KITCHEN 西長堀店の開店」を果たしました。また、当社初となる商業一体型複合タワーレジデンス「メトライズタワー大阪上本町」が竣工し、店舗フロアの「METRO TERRACE UEHOMMACHI」がオープンしました。これらの生活サービスは、交通事業と密接に結びつけるために、駅・駅周辺を中心に展開し、相乗効果を最大化していきます。

【第4層：サイバー空間での生活を豊かにするサービス】

フィジカル空間のサービスと連動した顧客体験価値の向上を図るため、「e METRO アプリ」において、「QR乗車券機能の追加」、「高度な乗換検索」、「車内の混雑情報可視化」、「顔認証改札とのデータ連携」など、お客さまのニーズにお応えし、快適に交通サービスをご利用いただくためのバージョンアップを実施しました。

【第0層：データの蓄積・分析・予測】

グループ全体で収集した顧客情報を、サービス改善や新たな事業の創出に繋げるため、お客さまの同意の下で一元的に管理・分析する取組みを進めています。情報活用には、データアナリスト・データサイエンティストの活動が重要となるため、デジタル人材の採用・育成のための取組みを進めています。

また、これらの「e METRO」の実現に向けた取組みや、将来の交通のあり方を大阪・関西万博をきっかけに発信する場として、未来モビリティ体験型テーマパーク「e METRO MOBILITY TOWN」を開業しました。

加えて、既存事業の着実かつ効果的な運営及び新たな事業創出の要は経営力の向上であると考え、経営体質の強化を図る取組みを多種多様に行っています。その重点的な取組みは以下の通りです。

- ・ 上場企業に匹敵する経営品質の向上
(経理基幹システム導入による予実管理の仕組み構築、情報セキュリティ認証の取得、監査品質の向上など)
- ・ 組織能力の向上
(経営・事業感覚の醸成、ジョブディスクリプションによる業務の高位平準化、採用の強化、グループ横断でのデジタル人材の育成など)
- ・ 企業風土改革、意識改革、人的資本投資の加速
(労働生産性向上の取組み、給与水準の引き上げ、「経営視点を持つ人材」の育成など)
- ・ グループ全体のブランド価値向上
(メディアリレーション強化、お客さま満足度向上に向けた取組みなど)

これらの活動の結果、当期の営業収益は、インバウンド需要や国内旅行客等の増加に

伴う定期外利用者の増加や都市開発事業の分譲マンション竣工などにより、前期比 187 億円増収の 2,029 億円となりました。

また、継続した業務の合理化・効率化による労働生産性の向上や外部委託の見直し等、安全・安心関連を除いたコスト見直しによる、引き締まった経営施策の推進により、大阪・関西万博の関連経費が増加しつつも、営業利益は、前期比 34 億円増益の 404 億円となりました。

経常利益は、21 億円増益の 396 億円、親会社株主に帰属する当期純利益は、19 億円増益の 293 億円となりました。

(2) 設備投資の状況

大阪・関西万博に向け、車両の新造や更新、駅グランドリニューアルを積極的に行う一方、可動式ホーム柵の設置やエレベーターの設置などのバリアフリー投資も積極的に実施した結果、当期における当社グループの設備投資の総額は 942 億円となりました。

① 当期中に完成した主な工事

ホーム柵設置工事 (24 駅)

新造車両 (中央線 66 両)

駅グランドリニューアル (2 駅)

バリアフリー設備工事 (エレベーター 2 駅 2 基)

② 当期継続中の主な工事

ホーム柵設置工事 (2 駅)

駅グランドリニューアル工事 (8 駅)

バリアフリー設備工事 (エレベーター 9 駅 10 基)

(3) 資金調達の状況

当期における資金調達として、有利子負債の返済及び設備投資の資金等に充当するため、短期社債の発行及び金融機関から所要の借入を行いました。

なお、当期末の有利子負債残高は 3,471 億円となりました。

(4) 対処すべき課題

足元では 2025 年開催の大阪・関西万博の特需や旺盛なインバウンド需要が見込まれるものの、将来における人口減少及び高齢化の加速がもたらす移動需要の継続的な縮減や移動ニーズの変化及び労働力不足への対応は、引き続き、当社事業の持続可能性における本質的な課題となっています。

この課題に本質的かつ本格的に対応するため、更に、大阪における交通サービスを格段に向上させるため、当社グループは、交通サービスの大変革を目指して、中期経営計画において経営戦略の柱と据える「e METRO」の実現に向けて全力で取り組んでいます。

新型車両の導入、夢洲駅の開業、地下空間の大規模リニューアル、可動式ホーム柵の設置、改札機能の国際標準化、更には、鉄道・バスでの自動運転実証実験の推進、都市開発事業の推進、マーケティング事業における複数店舗開店など、様々な取組みは着実に実績

を積み上げている一方で、交通と一体となったサービス提供を通じた事業間シナジーの創出などは道半ばとなっています。

2025 年度は、経営理念に掲げる「交通を核にした生活まちづくり企業への変革」を成し遂げるための中期経営計画の最終年度であり、経営戦略の根幹である「e METRO」の基盤を創り上げる年であるとともに、大阪・関西万博成功に最大限貢献する年でもあります。

これらの目標達成に向け、オンデマンドバスの大阪市内 24 区への運行エリア拡大やタクシー事業の拡充を始め、乗継ハブの設置や「e METRO アプリ」による全てのサービスの一元的な提供など、交通サービスと生活サービスが融合した新たな顧客体験価値の創出によるモビリティの最適ミックス化を進めます。また、大阪・関西万博に関しては、当社輸送能力を総動員して安全・安心・安定の輸送に努めます。更に、持続可能な社会の実現に向けて、当社グループは環境対策をすべての事業活動の基本と位置づけ、全バス車両のEV化を始め、各事業における省エネ・創エネ対策に取り組みます。

経営基盤に関しては、上場企業並みの品質を目指して、専門性の向上を含む本社機能の強化、グループ全体での効率的な業務遂行による労働生産性の向上、社員 Well-being を軸にした人的資本経営の推進及び内部統制・内部牽制の強化を進めます。

引き続き、社会的使命を全うすべく、大阪の発展への貢献に邁進してまいりますので、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 5 期 2021 年度	第 6 期 2022 年度	第 7 期 2023 年度	第 8 期(当期) 2024 年度
営業収益 (百万円)	140,087	161,414	184,165	202,881
経常利益 (百万円)	4,616	19,684	37,556	39,623
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	4,856	15,091	27,389	29,295
1 株当たり当期純利益	517.88 円	1,609.43 円	2,921.01 円	3,124.29 円
総資産 (百万円)	1,016,355	984,501	991,566	1,049,548
純資産 (百万円)	530,049	546,179	580,748	599,489

(注) 第 5 期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)等を適用しており、第 5 期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第5期 2021年度	第6期 2022年度	第7期 2023年度	第8期(当期) 2024年度
営業収益(百万円)	122,270	141,554	162,744	179,750
経常利益(百万円)	3,848	18,182	35,684	38,280
当期純利益(百万円)	4,307	14,280	26,499	28,636
1株当たり当期純利益	459.37円	1,522.99円	2,826.09円	3,053.99円
総資産(百万円)	990,579	958,988	963,732	1,019,928
純資産(百万円)	514,945	529,587	562,183	579,767

(注) 第5期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第5期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況(2025年3月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
大阪シティバス株式会社	10百万円	65.33%	旅客自動車運送事業
株式会社大阪メトロサービス	50百万円	100.00%	乗車券発売、建築設備等維持管理業務の受託
大阪地下街株式会社	80百万円	54.08%	地下街の管理及び賃貸
株式会社大阪メトロアドエラ	10百万円	100.00%	広告業
株式会社交通電業社	10百万円	100.00%	車両関連機器製造
OMタクシー株式会社	10百万円	100.00%	一般乗用旅客自動車運送事業

(7) 主要な事業内容及び事業所（2025年3月31日現在）

会社名	事業内容	主要な事業所又は施設
当社	鉄軌道事業	本社（大阪市西区） 営業キロ 141.0km、駅数 134 駅、車両数 1,434 両
	不動産賃貸業	本社（大阪市西区） Osaka Metro 南堀江ビル、ホワイトドームプラザ等
大阪シティバス株式会社	旅客自動車運送事業	本社（大阪市西区） 車両数 696 両、営業所 8カ所
大阪地下街株式会社	地下街の管理及び賃貸	本社（大阪市中央区） ホワイトティうめだ、なんばウォーク等
株式会社大阪メトロアドエラ	広告業	本社（大阪市中央区）
株式会社交通電業社	車両関連機器製造	本社・工場（大阪市平野区）
OMタクシー株式会社	一般乗用旅客自動車運送事業	本社・営業所（大阪市鶴見区）

(8) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数 6,981[502]名

(注) 1. 他社からの出向者を含み、外部への出向者を除く従業員数を記載しております。

2. 臨時従業員は [] 内に当会計年度の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
4,965 [71]名	49.8 歳	27.2 年

(注) 1. 他社からの出向者を含み、外部への出向者を除く従業員数を記載しております。

2. 臨時従業員は [] 内に当会計年度の平均人員を外数で記載しております。

3. 平均勤続年数は、大阪市交通局における勤続期間を含み、再雇用者を除いた従業員のものであります。

(9) 事業の譲渡等

該当事項はありません。

(10) 他の会社の株式その他の持分の取得又は処分の状況

当社は、2024年7月16日付で、ナショナルタクシー株式会社から同社の新設分割会社

の全株式を取得し、OMタクシー株式会社として子会社化しました。

OMタクシー株式会社は、2025年3月24日付で、珊瑚タクシー株式会社から同社の子会社である珊瑚タクシー第二株式会社の全株式を取得し、OMタクシー第2株式会社として子会社化しました。

(11) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	50,000
株式会社みずほ銀行	50,000
三井住友信託銀行株式会社	49,000
三菱UFJ銀行株式会社	43,000

2. 当社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 10,000,000 株
- (2) 発行済株式総数 9,376,619 株
- (3) 株主数 1 名
- (4) 大株主 大阪市

3. 当社の取締役及び監査役に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	河井 英明	社業の統括 総合経営戦略担当 都市型 MaaS 推進担当 総合経営戦略本部長 都市型 MaaS 推進本部長 株式会社住友倉庫 取締役
常務取締役	堀 元治	交通事業総括担当 交通事業本部長 株式会社大阪メトロサービス 代表取締役会長 株式会社スルッと KANSAI 代表取締役社長
常務取締役	土肥 孝行	新規事業総括担当（マーケティング事業、生活支援サービス事業、都市開発事業） マーケティング事業本部長 生活支援サービス事業本部長 株式会社大阪メトロサービス 取締役 大阪地下街株式会社 取締役
取締役	伊藤 博幸	交通 安全運行・保守メンテナンス・駅務・運転・電気・車両・工務・建築担当 大阪シティバス株式会社 取締役
取締役	豆谷 美津二	交通 次世代モビリティ事業担当 交通事業本部副本部長 OMタクシー株式会社 代表取締役社長
取締役	齋喜 唯明	都市開発事業担当 都市開発事業本部長
取締役	植村 満	コーポレート担当（総合経営戦略、都市型 MaaS 推進除く各部） 大阪メトロビジネスアソシエイト株式会社 代表取締役社長 株式会社大阪メトロアドエラ 取締役
取締役	辰巳 康夫	大阪市都市交通局長
取締役	古市 健	
取締役	杉岡 篤	
常勤監査役	中野 雅彦	
監査役	小川 泰彦	
監査役	檜山 洋子	

(注) 1. 取締役古市健氏及び杉岡篤氏は社外取締役であります。

2. 監査役小川泰彦氏及び檜山洋子氏は社外監査役であります。

3. 監査役小川泰彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役檜山洋子氏は、弁護士資格を有しており、特に企業法務（契約・労務問題）に長けた弁護士であります。
5. 2024年4月1日付けで取締役土肥孝行氏の分掌業務を新規事業担当、マーケティング事業本部長、生活支援サービス事業本部長、都市開発事業本部長といたしました。
6. 2024年4月1日付けで取締役中村和浩氏の分掌業務をコーポレート担当といたしました。
7. 中村和浩氏は2024年4月24日をもって、辞任いたしました。
8. 2024年4月25日付けで取締役土肥孝行氏の分掌業務を新規事業総括担当（マーケティング事業、生活支援サービス事業、都市開発事業）、マーケティング事業本部長、生活支援サービス事業本部長といたしました。
9. 2024年4月25日付けで取締役伊藤博幸氏の分掌業務を交通 安全運行・保守メンテナンス・駅務・運転・電気・車両・工務・建築担当といたしました。
10. 2024年4月25日付けで豆谷美津二氏、齋喜唯明氏、植村満氏、辰巳康夫氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。なお、同日付けで豆谷美津二氏の分掌業務を交通 次世代モビリティ事業担当、交通事業本部副本部長、齋喜唯明氏の分掌業務を都市開発事業担当、都市開発事業本部長、植村満氏の分掌業務をコーポレート担当（総合経営戦略、都市型MaaS推進除く各部）といたしました。
11. 伊藤博幸氏及び辰巳康夫氏は、2025年3月31日をもって、辞任いたしました。
12. 社外取締役及び監査役の重要な兼職の状況は、後記(5)①に記載しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役辰巳康夫氏、古市健氏及び杉岡篤氏、監査役中野雅彦氏、小川泰彦氏及び檜山洋子氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、当該役員等の責任は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員（重要な使用人に限る。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2018年3月30日の臨時株主総会において、取締役の年間報酬総額の上限は300,000,000円以内と、監査役の年間報酬総額の上限は70,000,000円以内と決議されています。

なお、2018年3月30日の臨時株主総会では、2018年4月1日を就任日とする取締役・監査役の追加選任も併せて決議しており、2018年4月1日時点での対象とされていた役員数は、取締役9名、監査役3名となります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の報酬額の決定に際して、定時株主総会後の取締役会にて、代表取締役社長河井英明に対し、当期の各取締役に対する報酬の決定を、株主総会で承認された報酬限度額の年額の範囲内で決定することを一任しております。

これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を当社において最も熟知しており、各取締役の目標の達成状況も勘案して総合的な視点から取締役の報酬額を決定できると判断したためです。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	員数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (2名)	141百万円 (18百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	24百万円 (15百万円)
計	14名	166百万円

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況（2025年3月31日現在）

区分	氏名	兼職先	兼職内容
社外取締役	古市 健	日本生命保険相互会社 京王電鉄株式会社 株式会社ダイセル 一般社団法人関西経済同友会 国連 UNHCR 協会	顧問 社外取締役 社外取締役 終身幹事、特別幹事 理事
社外取締役	杉岡 篤	J R 西日本不動産開発株式会社 一般社団法人大阪ビルディング協会 公益財団法人日本建築衛生管理教育センター	取締役会長 常任理事 理事
社外監査役	小川 泰彦	公認会計士小川泰彦事務所 関西広域連合	公認会計士 代表監査委員
社外監査役	檜山 洋子	ヒヤマ・クボタ法律事務所 株式会社グリーンズ	弁護士 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 社外役員の兼職先である上記法人と当社の間には、特別な関係はありません。
2. 社外取締役古市健氏は、2024年6月28日付けでテレビ大阪株式会社の社外監査役を退任しております。
3. 社外監査役檜山洋子氏は、2024年6月26日付けで南海化学株式会社の社外取締役（監査等委員）を退任しております。

② 当期における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外取締役	古市 健	当期開催の取締役会 16 回のうち 16 回（100%）に出席し、必要に応じ、主に経営・事業戦略についての専門的見地から発言を行っております。
	杉岡 篤	当期開催の取締役会 16 回のうち 16 回（100%）に出席し、必要に応じ、主に経営・事業戦略についての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	小川 泰彦	当期開催の取締役会 16 回のうち 16 回（100%）、監査役会 16 回のうち 16 回（100%）に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
	檜山 洋子	当期開催の取締役会 16 回のうち 16 回（100%）、監査役会 16 回のうち 16 回（100%）に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

4. 当社の会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	会計監査人に対する報酬		会計監査人と同一のネットワークに対する報酬	
	公認会計士法第2条第1項業務に係る報酬	その他の報酬	公認会計士法第2条第1項業務に係る報酬	その他の報酬
当社	49 百万円	-	-	2 百万円
連結子会社	-	-	-	-
非連結子会社	-	-	-	-
計	49 百万円	-	-	2 百万円

(3) 会計監査人の報酬等の額に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当期の会計監査計画の内容、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積金額の算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に該当する場合は、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性や信頼性、その他職務の実施に関する状況を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第 362 条第 4 項第 6 号に定めるいわゆる「内部統制システム」について、次のとおり方針を定めています。

(1) 取締役及び使用人の職務執行の適法性を確保するための体制

- ・ 内部統制システムを実効化する組織及び規則を整備する。
- ・ 取締役及び使用人のコンプライアンス意識の向上を図る。
- ・ 内部監査を所管する部門（以下「内部監査部門」という。）を設置し、職務執行が適正であるか、確認する。
- ・ 内部通報制度を導入し、コンプライアンス違反行為の早期発見及び是正を図る。
- ・ 財務報告の信頼性確保のための内部統制を整備する。

(2) 取締役の職務執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 文書及び情報の取扱いに関する規則を定め、職務の執行に係る文書及び情報を保存し、管理する。
- ・ 取締役及び監査役は、いつでも、前項の文書及び情報を閲覧、謄写又は複写することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 取締役は、各リスクの重大性を適切に評価した上で、リスク管理を行う。
- ・ リスク管理担当取締役は、全社横断的にリスク管理状況のモニタリングを行う。
- ・ 取締役は、経営に重大な影響を及ぼすリスクが顕在化した場合は、速やかにリスク管理担当取締役に報告、関係各所に情報伝達し、適切な処置を講じる。

(4) 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

- ・ 合理的な経営判断及び全社的な経営課題の議論のため、「経営会議」を設置する。
- ・ 職務執行に関する権限及び責任については、社内規則において明文化する。
- ・ 業務が正確かつ効率的に行われる体制を整備する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ グループ会社から当社へ協議・連絡・報告を行う体制を整備する。
- ・ グループ会社のリスク管理体制の運用状況を定期的に把握する。
- ・ グループ会社の業務が正確にかつ効率的に行われる体制の整備を支援する。
- ・ 当社の内部通報制度に、グループ会社の業務に関するものを対象に含める。
- ・ 当社の内部監査部門において、グループ会社の内部監査を実施する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査役の職務を補助する事務局（以下「監査役スタッフ」という。）を設置する。
- ・ 監査役スタッフの職務分掌については、監査役会規則で定め、監査役スタッフに対する職務命令権者は監査役とし、監査役スタッフは、執行機関の使用人を兼ねることができない。
- ・ 監査役スタッフの人事異動及び懲戒処分については、事前に監査役の同意を得る。
- ・ 監査役スタッフの勤務評価は、監査役が行う。

(7) 監査役を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 取締役及び使用人は、監査役から監査役監査等に必要な資料の提供及びヒアリング要請を受けた場合、速やかに応じる。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が当社監査役に報告をするための体制

- ・ 取締役及び使用人は、自己又は他者の職務の執行について、監査役に報告することができる。

- ・ 職務執行に関し重大な法令・定款違反等の事実を把握したときは、監査役に報告しなければならない。
 - ・ 内部通報の内容は監査役に通知し、調査結果を監査役に報告しなければならない。
 - ・ 監査役は、職務執行に関する事項など聴取することができる。
- (9) 監査役への報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社及びグループ会社は、使用人等が監査役に報告したことを理由として、当該報告者に対する不利益な取扱いをしてはならない。
- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針
- ・ 当社は、監査役職務の執行について生ずる費用又は債務を負担することとし、監査役は、職務の執行について生ずる費用又は債務を事前に当社に通知する。
- (11) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、内部監査部門、会計監査人との間において、連携を図る。
 - ・ 監査役は、外部の専門家に相談し、助言を得ることができる。

【当社における基本方針の運用状況】

当社における内部統制システムの運用状況は次のとおりです。

引き続き、内部統制システムの充実と、適切な運用に努めてまいります。

(1) 取締役及び使用人の職務執行の適法性を確保するための体制

- ・ 「取締役会規則」など会社の組織、職務等に必要なルールを、適宜見直しを行っております。
- ・ コンプライアンス意識をより向上させるために「コンプライアンスハンドブック」の改訂を進めるとともに、具体的な事例を用いて考察を行う「コンプラだより」の発信を開始しました。また、内部統制やコンプライアンスに関する事例考察型のe-ラーニング研修を継続的に実施し、一層の周知、向上を図っております。
- ・ 当社及び子会社（一部除く。）を対象にコンプライアンスアンケートを実施し、その分析結果をフィードバックすることにより、コンプライアンス施策推進を効果的に行うことができるようにしております。
- ・ 監査役及び会計監査人と連携し、内部監査を実施しました。
- ・ 内部通報窓口を社内外に設置し、コンプライアンス違反となる事実の発見、是正に取り組む体制を整備・運用しております。
- ・ 財務報告の信頼性確保のための内部統制の整備に向けて、J-SOXの手法を活用して当社及び重要な子会社における内部統制評価の試行を実施しております。

(2) 取締役職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 「文書管理規則」その他の社内規則等に基づき、会議記録・意思決定に関する文書・情報を保存・管理・閲覧等できるようにしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 各取締役は、部門毎に指名したリスク管理者によるリスク評価を行い、結果をリスク管理担当取締役に報告しております。
- ・ 上記報告を受けたリスク管理担当取締役は、全社横断的にリスク管理状況のモニタリングを行っております。
- ・ リスク顕在化時又は顕在化するおそれがある場合の体制構築、報告、協議の仕組みを整備しております。
また、全社的な対応が必要な場合は当社社長をトップとした危機管理体制を構築しております。

(4) 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

- ・ 取締役会における合理的な判断に資するため、経営会議を設置し、業務執行に関する重要な事項の審議を行いました。
- ・ 職務執行に関する権限及び責任を明確にするため、「職責権限規則」その他の社内規則を制定しており、適宜必要な見直しを行っております。
- ・ 業務の有効性と効率性の確保等に資するため、内部統制推進会議を開催し、取締役等が内部統制上の課題に対する改善計画とその進捗状況について、議論を行いました。
- ・ 業務リスク管理活動の一つとして、内部統制上のリスクや課題について自己点検を実施し、計画的に対応しております。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 実効性のあるグループ会社管理を行うため、グループ会社管理規則に基づき、各グループ会社から事前協議・事前連絡・事後報告を受けるなどの運用を行うとともに、必要に応じて適宜見直しを行っております。
- ・ グループ会社の活動内容及び決算について、四半期毎に経営会議、年度決算の活動内容を取締役会で当社担当取締役から報告を行いました。
- ・ グループ会社の事業計画について、各社代表取締役から当社取締役に説明を行いました。
- ・ グループ会社の業務に関するものも内部通報の対象として整備・運用しております。
- ・ グループ会社に対して内部監査を実施しました。

(6) 監査役の職務の執行のために必要な事項

- ・ 監査役の職務の執行を補助するために、「監査役室」を設置し、執行機関の使用人との兼務を禁止し、監査役が職務命令、勤務評価を行うなど、監査役室の独立性を確保しております。また、職責権限規則上、監査役室に所属する社員の異動については監査役の事前同意を必要としております。
- ・ 内部通報があった際には、「内部通報規則」に基づき、内容を監査役に報告するよう整備・運用しております。
- ・ 監査役の職務の執行について費用又は債務が生じた際は、その費用又は債務を当社にて負担しました。

- ・ 監査役は、内部監査部門、会計監査人との間において定期的に意見交換を行うなど連携を図りました。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	56,154	流動負債	224,603
現金及び預金	23,996	買掛金	969
受取手形及び売掛金	2,065	1年内返済予定の長期借入金	103,080
未収運賃	11,008	コマーシャル・ペーパー	41,000
未収金	5,571	未払金	50,406
販売土地及び建物	6,934	未払法人税等	7,796
原材料及び貯蔵品	3,748	賞与引当金	4,148
その他	2,836	環境対策引当金	17
貸倒引当金	△7	その他	17,184
固定資産	993,393		
有形固定資産	904,007	固定負債	225,455
建物及び構築物	707,575	長期借入金	203,060
機械装置及び運搬具	88,412	退職給付に係る負債	8,753
土地	77,922	その他	13,642
建設仮勘定	18,561		
その他	11,534		
無形固定資産	24,549		
投資その他の資産	64,837	負債合計	450,058
投資有価証券	56,063	(純資産の部)	
繰延税金資産	4,488	株主資本	587,737
その他	4,297	資本金	250,000
貸倒引当金	△13	資本剰余金	224,293
		利益剰余金	113,444
		その他の包括利益累計額	4,655
		その他有価証券評価差額金	4,355
		退職給付に係る調整累計額	299
		非支配株主持分	7,097
		純資産合計	599,489
資産合計	1,049,548	負債・純資産合計	1,049,548

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		202,881
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	152,805	
販売費及び一般管理費	9,667	162,473
営業利益		40,408
営業外収益		
受取利息	1	
受取配当金	850	
受取補償金	112	
その他	151	1,115
営業外費用		
支払利息	1,059	
コマーシャル・ペーパー利息	173	
支払手数料	262	
その他	405	1,900
経常利益		39,623
特別利益		
固定資産売却益	11	
工事負担金等受入額	8,707	
特別債等分担金	2,399	
受贈財産評価額	375	
受取補償金	166	11,659
特別損失		
工事負担金等圧縮額	8,883	
その他	70	8,954
税金等調整前当期純利益		42,327
法人税、住民税及び事業税	13,236	
法人税等調整額	△446	12,790
当期純利益		29,536
非支配株主に帰属する当期純利益		241
親会社株主に帰属する当期純利益		29,295

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	250,000	224,251	90,674	564,926
当期変動額				
剰余金の配当			△6,526	△6,526
親会社株主に帰属する 当期純利益			29,295	29,295
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		42		42
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	42	22,769	22,811
当期末残高	250,000	224,293	113,444	587,737

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	8,881	52	8,934	6,888	580,748
当期変動額					
剰余金の配当					△6,526
親会社株主に帰属する 当期純利益					29,295
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動					42
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△4,526	247	△4,278	208	△4,070
当期変動額合計	△4,526	247	△4,278	208	18,740
当期末残高	4,355	299	4,655	7,097	599,489

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結の範囲に含めております。

連結子会社の数 9社

連結子会社の名称

大阪シティバス(株)、(株)大阪メトロサービス、OMタクシー(株)、OMタクシー第2(株)、
(株)交通電業社、大阪地下街(株)、TUCKNAL(株)、(株)大阪メトロ アドエラ、
大阪メトロビジネスアソシエイト(株)

なお、OMタクシー(株)、OMタクシー第2(株)は、当連結会計年度において新たに株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 0社

持分法非適用関連会社は心齋橋みらい特定目的会社1社で、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)交通電業社・TUCKNAL(株)の決算日は、2月28日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日はすべて3月31日であり、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

時価法によっております。

以外のもの

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

但し、匿名組合出資金については、当該組合の財産の持分相当額を計上しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法によっております。

(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

販売土地及び建物

個別法による原価法によっております。

(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

ただし、鉄軌道事業取替資産については取替法によっております。なお、一部の構築物及び建物等については定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

③ 環境対策引当金

保管するポリ塩化ビフェニル（PCB）の処理費用の支出に備えるため、その見積額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における、顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

① 交通事業

交通事業については、鉄軌道事業、自動車運送業を主な事業内容としており、顧客との契約により輸送役務を提供しております。この交通事業における、定期運輸収入については、輸送役務が有効期間にわたって提供されるものと判断し、有効期間に応じて収益を認識しております。また、定期外運輸収入については、輸送役務の完了をもって収益を認識しております。

② マーケティング事業

マーケティング事業については、商業施設の運営を主な事業内容としております。商業施設の運営は、店舗の賃貸等を行っており、リース取引に関する会計基準に従い、契約期間に応じて収益を認識しております。

③ 都市開発事業

都市開発事業については、主に不動産の販売、賃貸等を行っております。土地及び建物の販売については、土地及び建物を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。不動産の賃貸については、リース取引に関する会計基準に従い、契約期間に応じて収益を認識しております。

④ 広告事業

広告事業については、主に交通広告や屋外広告の提供を行っており、通常、成果物の納品又は役務の提供により主な履行義務が充足されることから、当該履行義務が充足した時点で収益を認識してお

ります。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、主として5年間の均等償却を行っております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として7年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

② 工事負担金等の会計処理

地方公共団体等による工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。

なお、当連結会計年度の特別損失に計上した工事負担金等圧縮額のうち、工事負担金等（補助金、鉄軌道事業施設受贈財産評価額を含む）による圧縮額は8,871百万円であり、収用等に伴う圧縮額は12百万円となっております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 4,488百万円

(2) その他の情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。当該見積りは、将来の不確実な経済環境の変動等によって影響を受ける可能性があります。実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1 有形固定資産の減価償却累計額 1,332,028百万円

2 国庫補助金、工事負担金等による固定資産の圧縮記帳累計額 25,305百万円

なお、地方公共団体等による工事負担金等（補助金、鉄軌道事業施設受贈財産評価額を含む）による圧縮記帳累計額は25,292百万円、収用等に伴う圧縮記帳累計額は12百万円となっております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 9,376,619 株

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月28日 定時株主総会	普通株式	6,526	696	2024年3月31日	2024年7月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2025年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 6,976百万円
- ② 配当金の原資 利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額 744円
- ④ 基準日 2025年3月31日
- ⑤ 効力発生日 2025年6月30日

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入及びコマーシャル・ペーパーの発行により調達しております。一時的な余剰資金は、預金など安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、未収運賃並びに未収金は、顧客等の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及びコマーシャル・ペーパーは、既存債務の返済や設備投資等に係る資金調達であり、借入金のうち、変動金利によるものは、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の債務不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、債権管理に関する規程等に従い、営業債権等について取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券は株式であり、定期的に時価の把握等を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、未収運賃、未収金、買掛金、コマーシャル・ペーパー、未払金並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 (*1)	27,560	27,560	—
(2) 長期借入金 (*2)	306,140	306,071	△68

(*1) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額6,989百万円）は、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号）に基づき、また、匿名組合出資金（連結貸借対照表計上額21,513百万円）は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号）に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 長期借入金に1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、残存期間で同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定

しております。これらは、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは大阪府において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）及び賃貸商業施設等を有しております。

2 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
52,324	106,163

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2 当連結会計年度末における時価は、主要な物件については不動産鑑定評価基準等に基づく価額、その他の物件については一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 63,177円63銭

1株当たり当期純利益 3,124円29銭

(資産除去債務に関する注記)

当社の鉄軌道路線は、主として道路の地下を運行しているため、道路法（昭和27年法律第180号）第40条の規定により、道路占用を廃止した場合には、これらの施設を撤去し、原状回復する義務を有しておりますが、道路占用を廃止する蓋然性は極めて低いことから、当該資産除去債務を計上しておりません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	44,272	流動負債	223,286
現金及び預金	16,671	短期借入金	4,100
未収運賃	9,156	1年内返済予定の長期借入金	103,000
未収金	5,994	コマーシャル・ペーパー	41,000
未収消費税等	624	未払金	48,282
販売土地及び建物	6,934	未払法人税等	7,517
貯蔵品	3,195	前受運賃	5,452
関係会社短期貸付金	370	前受金	6,232
その他の流動資産	1,325	賞与引当金	3,668
		環境対策引当金	17
		その他の流動負債	4,015
固定資産	975,656	固定負債	216,874
鉄軌道事業固定資産	824,658	長期借入金	203,000
兼営事業固定資産	65,687	退職給付引当金	8,101
各事業関連固定資産	2,216	資産除去債務	1,248
建設仮勘定	16,448	その他の固定負債	4,524
投資その他の資産	66,645		
投資有価証券	51,073		
関係会社株式	2,690	負債合計	440,161
関係会社出資金	4,970	(純資産の部)	
繰延税金資産	3,909	株主資本	575,411
その他の投資等	4,004	資本金	250,000
貸倒引当金	△ 1	資本剰余金	224,549
		資本準備金	224,549
		利益剰余金	100,862
		その他利益剰余金	100,862
		オープンイノベーション促進積立金	499
		繰越利益剰余金	100,362
		評価・換算差額等	4,355
		その他有価証券評価差額金	4,355
		純資産合計	579,767
資産合計	1,019,928	負債・純資産合計	1,019,928

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
鉄軌道事業		
営業収益	167,030	
営業費	124,649	
営業利益		42,380
兼営事業		
営業収益	12,720	
営業費	16,164	
営業損失		3,443
全事業営業利益		38,937
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	852	
その他	12	865
営業外費用		
支払利息	1,072	
コマーシャル・ペーパー利息	173	
支払手数料	262	
その他	14	1,522
経常利益		38,280
特別利益		
工事負担金等受入額	8,677	
鉄軌道施設受贈財産評価額	375	
特別債等分担金	2,399	
その他	8	11,460
特別損失		
工事負担金等圧縮額	8,853	8,853
税引前当期純利益		40,887
法人税、住民税及び事業税	12,782	
法人税等調整額	△ 531	12,250
当期純利益		28,636

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
		資本準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
			オープンイノベーション促進積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	250,000	224,549	—	78,752	78,752	553,301
当期変動額						
剰余金の配当				△ 6,526	△ 6,526	△ 6,526
当期純利益				28,636	28,636	28,636
オープンイノベーション促進積立金の積立			499	△ 499	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	499	21,610	22,110	22,110
当期末残高	250,000	224,549	499	100,362	100,862	575,411

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	8,881	562,183
当期変動額		
剰余金の配当		△ 6,526
当期純利益		28,636
オープンイノベーション促進積立金の積立		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 4,526	△ 4,526
当期変動額合計	△ 4,526	17,583
当期末残高	4,355	579,767

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法によっております。

以外のもの

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定してしております。)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

但し、匿名組合出資金については、当該組合の財産の持分相当額を計上しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売土地及び建物 個別法による原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定してしております。)

貯蔵品

移動平均法による原価法によっております。

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定してしております。)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、鉄軌道事業取替資産については取替法によっております。また、構築物、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

(4) 環境対策引当金

保管するポリ塩化ビフェニル（PCB）の処理費用の支出に備えるため、その見積額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

(1) 交通事業

交通事業における鉄軌道事業については、顧客との契約により輸送役務を提供しております。この鉄軌道事業における、定期運輸収入については、輸送役務が有効期間にわたって提供されるものと判断し、有効期間に応じて収益を認識しております。また、定期外運輸収入については、輸送役務の完了をもって収益を認識しております。

(2) マーケティング事業

マーケティング事業における商業施設の運営について、店舗の賃貸等を行っており、リース取引に関する会計基準に従い、契約期間に応じて収益を認識しております。

(3) 都市開発事業

都市開発事業については、主に不動産の販売、賃貸等を行っております。土地及び建物の販売については、土地及び建物を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。不動産の賃貸については、リース取引に関する会計基準に従い、契約期間に応じて収益を認識しております。

5 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(2) 鉄軌道事業における工事負担金等の会計処理

鉄軌道事業における建設工事等を行うにあたり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受け入れております。これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。

なお、当事業年度の特別損失に計上した工事負担金等圧縮額のうち、工事負担金等（補助金、鉄軌道事業施設受贈財産評価額を含む）による圧縮額は8,853百万円であり、収用等によるものはありません。

(表示方法の変更に関する注記)

兼営事業の表示方法の変更

兼営事業の表示方法は、従来、計算書類において、固定資産、営業収益及び営業費の全部をそれぞれ鉄軌道事業固定資産勘定、鉄軌道事業の収益勘定及び費用勘定に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度より、兼営事業として表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 3,909百万円

(2) その他の情報

詳細につきましては連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に記載のとおりであります。

(貸借対照表に関する注記)

1	有形固定資産の減価償却累計額	1,279,223百万円
2	事業用固定資産の内訳	
	有形固定資産	868,694百万円
	土地	76,480百万円
	建物	119,606百万円
	構築物	573,965百万円
	車両	65,633百万円
	機械装置	22,280百万円
	その他	10,728百万円
	無形固定資産	23,868百万円
3	偶発債務	
	併存的債務引受による連帯債務	3百万円

4 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,505 百万円
短期金銭債務	6,820 百万円

5 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等圧縮累計額 25,008 百万円

なお、地方公共団体等による工事負担金等（補助金、鉄軌道事業施設受贈財産評価額を含む）による圧縮記帳累計額は25,008百万円であり、収用等によるものではありません。

(損益計算書に関する注記)

1 営業費の内訳

運送営業費及び売上原価	69,906 百万円
販売費及び一般管理費	15,731 百万円
諸税	7,493 百万円
減価償却費	47,682 百万円

2 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	3,837 百万円
営業費用	5,548 百万円
営業取引以外の取引による取引高	20 百万円

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生は退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生は有価証券評価差額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1 法人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	大阪市	(被所有) 直接 100%	特別債等 分担金 受入等	特別債等 分担金の 受入額	2,399	—	—

(注) 1 取引金額には消費税等を含めておりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

特別債等分担金の受入については、大阪市と締結した協定書に基づき、特別債等の繰上償還時点で未交付の金額を分担金として受け入れているものであります。

2 役員及び個人主要株主等

(単位:百万円)

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及 びその 近親者	堀 元治	—	当社 常務取締役、 (株)スルッと KANSAI 代表取締役	交通系 I C カードによ る運賃精算 の受入	64,583	未収運賃	5,761

(注) 1 取引金額及び期末残高には消費税等相当額を含めております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

交通系 I Cカードによる運賃精算の受入については、(株)スルッと KANSAI において、交通系 I Cカード利用に伴う乗車料金等の精算業務を一元的に行っているものであり、当社利用実績にもとづく乗車料金を受け入れているものであります。

3 (株)スルッと KANSAI との取引は、いわゆる第三者のための取引であります。

(資産除去債務に関する注記)

当社の鉄軌道路線は、主として道路の地下を運行しているため、道路法(昭和27年法律第180号)第40条の規定により、道路占用を廃止した場合には、これらの施設を撤去し、原状回復する義務を有しておりますが、道路占用を廃止する蓋然性は極めて低いことから、当該資産除去債務を計上しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	61,831円15銭
1株当たり当期純利益	3,053円99銭

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

大阪市高速電気軌道株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅野 豊

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松野 悟

<連結計算書類監査>

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大阪市高速電気軌道株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪市高速電気軌道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告の「当社の会計監査人の状況」に含まれる「(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額」に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

大阪市高速電気軌道株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅野 豊

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松野 悟

< 計算書類等監査 >

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大阪市高速電気軌道株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結計算書類の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第8期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。あわせて、会計監査人から日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審議会の検査の結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月30日

大阪市高速電気軌道株式会社 監査役会

常勤監査役 中野 雅彦 印

社外監査役 小川 泰彦 印

社外監査役 檜山 洋子 印